

## 政策Ⅱ-1-(1)-②

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	保険をめぐる諸問題への適切な対応
16年度重点施策	① 保険契約者保護制度の見直し ② 銀行等による保険販売規制の見直し ③ 無認可共済への対応
参考指標	① 保険制度に係る企画立案の状況 ② 保険制度に係る企画立案の状況 ③ 保険制度に係る企画立案の状況

### 2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること

### 3. 政策の内容

保険契約者保護をより一層図るため、「無認可共済への対応」「保険契約者保護制度の見直し」、「銀行等による保険販売規制の見直し」などについて、金融審議会において検討等を行うとともに、立法措置等必要な措置を講じることとしました。

### 4. 現状分析及び外部要因

#### (1) 根拠法のない共済への対応、保険契約者保護制度の見直しについて

根拠法のない共済については、わが国において特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業（特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業）を行っており、総務省の調査結果報告によれば、近年、その数は急増しています。その中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等との指摘がなされています。

また、保険契約者保護制度の見直しについては、10年に現行の保険契約者保護制度が創設されてから、生命保険会社・損害保険会社合わせて8件の破綻があり、実際の破綻事例を踏まえた様々な指摘や要望がなされています。さらに、15年4月の保険業法改正による生命保険契約者保護機構の財源に係る時限措置が17年度末までとなっています。

## (2) 銀行等による保険販売規制の見直しについて

銀行等による保険販売規制の見直しについては、銀行等について平成12年の保険業法改正により「保険契約者等の保護に欠ける恐れが少ない場合」に保険募集を行うことが認められ、その後2回にわたり銀行等が販売できる保険商品の範囲の拡大を行ってきました。一方、更なる保険商品の範囲の拡大については、銀行等は融資先に対しては極めて強力な影響力を有しており、圧力販売が行われるおそれがある等様々な弊害や問題点があるとの指摘がなされてきました。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 根拠法のない共済への対応及び保険契約者保護制度の見直し

##### ア. 金融審議会における審議・法制化に向けた検討

「根拠法のない共済への対応」及び「保険契約者保護制度の見直し」については、保険WG及び金融審議会金融分科会第二部会において検討が行われ、16年12月に金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」<sup>※1</sup>及び「保険契約者保護制度の見直しについて」<sup>※2</sup>が取りまとめられたところであり、これをもとに、法制化の検討を行いました。

##### イ. 「保険業法等の一部を改正する法律案」の策定

「保険業法等の一部を改正する法律案」を、17年3月、第162回通常国会に提出しました（同法律案は4月22日に可決・成立し、5月2日に公布されました）。

具体的な内容は、(ア)根拠法のない共済について、保険業法を適用し、少額短期保険業者の制度を設けること(イ)保険のセーフティネットについて補償内容や財源措置を見直すことです。

#### ② 銀行等による保険販売規制の見直し

16年3月末の金融審議会金融分科会第二部会報告<sup>※3</sup>を踏まえ、関係業界等との間で具体的な内容の調整を行ってきましたが、17年6月10日にその具体案をとりまとめて公表しました。<sup>※4</sup>今般の規制の見直し案においては、融資先販売規制を導入するとともに、事業資金の融資業務と保険募集の担当者分離を行うなど、新たな弊害防止措置等を規定しております。

#### ③ その他保険契約者等の保護のためのルール等の整備

<sup>※1</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20041214\\_d2sir/a.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20041214_d2sir/a.pdf)

<sup>※2</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20041214\\_d2sir/b.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20041214_d2sir/b.pdf)

<sup>※3</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20040331\\_d2sir\\_2.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20040331_d2sir_2.pdf)

<sup>※4</sup> <http://www.fsa.go.jp/public/public.html>

「変額年金保険等に係る責任準備金の積立ルール」については、16年10月及び同年12月に関係府令等の改正を行い所要の整備を行いました。

また、いわゆる第三分野の保険商品についての財務関連のルール整備を図るため、17年6月に「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」による検討会において報告書が取りまとめられたほか、保険商品の販売勧誘のあり方について検討を行うため17年4月より「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」による検討会を開催しております。

## (2) 評価

- ① 保険を巡る諸問題への対応として、金融審議会における検討の結果、第162回通常国会において法律改正が行なわれました。この法改正により、以下のような成果が期待されます。なお詳細については、今後政令・府令で定める必要があります。

### ア. 根拠法のない共済への対応

根拠法のない共済について、原則として保険業法の規制対象とすること、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（「少額短期保険業者」）を創設すること等により、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えています。

### イ. 保険のセーフティネット<sup>※5</sup>

保険のセーフティネットについて、補償内容や財源措置を見直すことにより、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えています。

- ② 銀行等による保険販売規制の見直しについて

銀行等による保険販売規制の見直しにより、販売チャネルの多様化や保険商品の選択肢や商品に関する情報が増加し、利用者利便が向上することや利用者のニーズに適合する商品開発の促進につながるなどが期待されます。

- ③ その他保険契約者等の保護のためのルール等の整備

変額年金保険に係る責任準備金積立ルールの整備を行ないました。これにより、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えています。

第三分野の財務関連ルールの整備については、17年6月に取りまとめられた報告書において、責任準備金積立や事後検証の枠組が示されたところです。また、

---

<sup>※5</sup> これまでの制度においては、原則として、生保・損保ともに契約の継続を前提として責任準備金の90パーセントを一律に補償することになっていましたが、自動車保険等の損害保険について、他の保険会社への乗換えを促す補償の方式を導入することとしました。また、現在、17年度までの時限措置となっている生命保険契約者保護機構の財源措置について、18年度以降、原則として生命保険契約者保護機構の借入限度額(4,600億円)の範囲内で業界の負担金により賄う仕組みとした上で、借入限度額を超える資金が必要となる場合には政府の補助を可能とする規定を、18~20年度の3年間に限り存置することとしました。

保険商品の販売勧誘のあり方については、17年7月を目途に中間論点整理を行うところであり、今後も引き続き検討を行っていきます。これらの新たなルール等の整備により、保険契約者等の保護の一層の充実が図られることが期待されます。

## **6. 今後の課題**

- (1) 「根拠法のない共済への対応」「保険契約者保護制度の見直し」については、第162回通常国会において成立した法律の周知を図るとともに、関連する政令・府令を引き続き整備する必要があります。また、これらの制度（少額短期保険業制度やセーフティネットのあり方）については、改正法に定められた制度の見直しに係る規定に基づき、今後、見直しに向けた検討を行う必要があります。
- (2) 「銀行等による保険販売規制の見直し」については、今後、内閣府令の改正内容について周知した上で円滑な施行を図り、施行後は必要なモニタリングを実施しつつ、弊害の発生防止に努め顧客利便の向上等を実現する必要があります。
- (3) 第三分野の保険商品の財務関連ルール整備については、17年6月に取りまとめられた報告書の内容を踏まえて、内閣府令等の改正を速やかに行う必要があります。また、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」においては、中間論点整理を踏まえて、保険契約における適合性原則に関して監督指針等の改正を速やかに行うとともに、最終論点整理に向けて引き続き検討を重ねていく必要があります。
- (4) 以上を踏まえ、平成18年度において、保険制度に係る企画立案及び監督事務を着実かつ効率的に遂行するため、機構定員要求を行う必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論**

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施（制度の円滑な施行に向けた取組み等）されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融審議会金融分科会第二部会報告書
- ・関係法令等の整備状況
- ・保険会社の決算・業務関係資料

## 10. 担当部局

総務企画局企画保険企画室、監督局保険課